

入札説明書

(仮称) 堺臨海部サッカー・ナショナルトレーニングセンター整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成19年12月3日

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件番号 4191000372
(2) 工事名称 (仮称) 堺臨海部サッカー・ナショナルトレーニングセンター整備工事
(3) 工事場所 堺市堺区築港八幡町地内
(4) 契約期間 堺市議会の議決を経た日の翌日から平成21年12月29日まで
(5) 工事概要 敷地面積 32.3ha
- 【土木工事】
サッカーピッチ14面、フットサルピッチ8面、トレーニングトラック1面
基盤整備工、植栽工、施設整備工、グラウンド・コート整備工 一式
- 【建築工事】
クラブハウス棟新築1棟(鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,401.94㎡)、
ロッカーハウス棟新築4棟(鉄筋コンクリート造平屋建 総延床面積 1,465.50㎡)、
倉庫・便所棟新築1棟、スタンド・倉庫棟(観覧席 3,032席)新築1棟、
便所棟新築2棟、危険物貯蔵庫新築1棟、
フットサルピッチ上屋新築1棟(鉄骨造膜屋根 建築面積 4,500.00㎡)、
照明柱及び基礎新設、各種工作物新設、既設建築物解体撤去、電気設備工事、機械設備工事
- (6) 工事担当課 堺市建設局公園緑地部公園整備課
(7) 設計業務の受託者 株式会社昭和設計
(8) 施工方式 特定建設工事共同企業体
(9) 前金払の有無 有(契約金額の4割以内で2億円を限度とする。)
(10) 部分払の有無 有(6回以内)
(11) 建設工事保険等の要否 要
(12) かし担保期間 2年間
(13) 本工事については、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第19条の2第1項に規定する調査基準価格をあらかじめ設定する。
(14) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(15) 本工事の契約締結については、堺市議会の議決を要する。
(16) 本工事の入札は、郵便により入札参加資格審査申請書類及び入札書等を送付する方式とし、あらかじめ予定価格及び調査基準価格を公表して行う。なお、予定価格及び調査基準価格は平成20年1月9日(水)から下記の場所において公表するとともに、入札参加者に対しては入札参加資格の認定と併せて通知する。

(公表場所)

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課(本館8階)

堺市市民人権局市民生活部市政情報課(高層館3階)

堺市役所契約課のホームページ

URL (http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_keiyaku/index.html)

3 入札参加資格に関する事項

本工事の入札参加資格は以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

(1) 共同企業体の構成要件

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は4社とする。ただし、代表構成員が下記(4)に示す他の構成員1の参加資格をすべて満たす場合は、3社での結成も可とする。

- ウ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たすものと、下記（４）から（６）に示す他の構成員１、他の構成員２及び他の構成員３のそれぞれの参加資格を満たすものとの組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- エ ４社共同企業体の場合は、最低の出資比率は１５％以上とし、３社共同企業体の場合は、最低の出資比率は２０％以上とする。ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。
- オ 申請した共同企業体の構成員を変更することはできない。
- (2) 代表構成員、他の構成員共通の参加資格
- ア 平成１８、１９、２０年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格（以下「本市入札参加資格」という。）を有しているもの
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないもの
- ウ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項の規定による営業停止を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの
- エ 堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成１１年制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名回避を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの
- オ 堺市建設工事暴力団対策措置要綱（昭和６２年制定。以下「暴力団対策措置要綱」という。）に基づく指名除外を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの
- カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないもの
- キ 本工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有していないもの又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしていないもの
- ク 本工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有されていないもの又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資を受けていないもの
- ケ 代表権を有する役員が、本工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないもの
- コ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本工事に入札参加申請を行っていないもの
- サ 構成員のいずれかが、平成９年度以降に次の(ア)又は(イ)のいずれかの施設の新設又は全面改修工事の完成工事実績を有するものであること（ただし、共同企業体での施工の場合で、２社共同企業体の場合は、最低の出資比率は３０％以上、３社共同企業体の場合は、最低の出資比率は２０％以上、４社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率は１５％以上の完成工事実績に限る。）
- (ア) 国際サッカー連盟（FIFA）に加盟のナショナルチーム又は日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）のディビジョン１に所属するチームが使用（試合又はチームとしての全体練習）したことがあるサッカー場（使用時に当該条件を満たしているものに限る。）
- (イ) 財団法人日本サッカー協会が公認した人工芝ピッチ
- シ 構成員のいずれかが、平成９年度以降に延床面積１，５００㎡以上の新築建築物の建築工事の完成工事実績を元請として有するものであること（ただし、共同企業体での施工の場合で、２社共同企業体の場合は、最低の出資比率は３０％以上、３社共同企業体の場合は、最低の出資比率は２０％以上、４社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率は１５％以上の完成工事実績に限る。）
- (3) 代表構成員の参加資格
- ア 平成１８年５月１７日以降の決算に基づく建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建設業法別表第１の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）の総合評定値（P）が１２００点以上であるもの
- ※ 「審査結果の通知書」とは建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書とする（以下同じ。）。
- イ 土木一式工事について建設業法第３条第６項に規定する特定建設業の許可を有するもの
- ウ 平成１９年１２月１７日現在で、次の(ア)から(エ)のすべてに該当する現場代理人を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの（配置予定技術者との兼任可とする。）
- (ア) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成２０年３月３１日とする。）
- (イ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者
- (ウ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

- (エ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者
- エ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの（配置予定現場代理人との兼任可とする。）。
- (ア) 土木一式工事の監理技術者資格を有する者で、監理技術者資格者証（財団法人建設業技術者センターに雇用していることを届け出ていることが確認できる場合に限る。以下同じ。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者
- ※ 監理技術者について「これと同等の資格を有する者」とは、次のa又はbの者とする（以下同じ。）。
- a 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証を有する者
- b 平成16年2月29日以前に監理技術者の指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証を有する者
- (イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）
- (ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者
- (ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）
- (ニ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、平成19年12月17日現在において、雇用期間が3か月を経過していることが確認できる者
- (4) 他の構成員1の参加資格
- ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）の総合評定値（P）が1100点以上であるもの
- イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの（代表構成員が他の構成員1を兼ねる場合は、代表構成員の配置予定現場代理人及び配置予定技術者との兼任可とする。）。
- (ア) 建築一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）
- (イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）
- (ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者
- (ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）
- (ニ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者
- (5) 他の構成員2の参加資格
- ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、土木一式工事の総合評定値（P）が700点以上であるもの
- イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの。
- (ア) 土木一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）
- (イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）
- (ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者
- (ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）
- (ニ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者
- (6) 他の構成員3の参加資格

ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建築一式工事の総合評定値（P）が700点以上であるもの

イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの。

(ア) 建築一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）

(ウ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(エ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(オ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

※「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

※「専任」とは、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の現場代理人又は専任の技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

4 入札参加資格審査申請

入札に参加しようとするものは、入札参加資格審査申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体の登録申請

ア 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が本市入札参加資格を有している場合は、代表構成員のユーザーID・パスワードで堺市電子登録システムへログインし、特定建設工事共同企業体の情報について登録申請（以下「特定JV新規申請」という。）を行うこと。なお、特定JV新規申請後に表示される完了画面からダウンロードできる「建設工事共同企業体協定書」については、使用しないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員に本市入札参加資格を有さない者がいる場合は、上記アに規定する手続きは不要とする。

(2) 入札参加資格審査の申請

次の(3)に規定する提出書類（以下単に「提出書類」という。）を本市指定の専用封筒（堺市理財局理財部契約課窓口で配布。）で一般書留又は簡易書留により郵送すること。なお、申請は1通につき1工事のみとする。

(3) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（様式1）（以下「申請書」という。）

イ 建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

提出する写しは、協定締結後のもの（構成員全員の記名押印、協定締結日等の記入が行われているもの。）とする。

ウ 完成工事实績調書（サッカー場関連施設）（様式3）

エ 完成工事实績調書（建築物）（様式4）

オ 完成工事实績の確認書類

完成工事实績調書（サッカー場関連施設）及び完成工事实績調書（建築物）に記載した工事が、財団法人日本建設情報総合センターが提供するCORINS（工事实績情報システム）に登録がない場合に限り、工事名、工期、契約金額、発注者及び受注者双方の押印が確認できる契約書の所定の部分又は発注者が発行する完成工事实績証明書（共同企業体での履行の場合は、各社の出資比率が確認できるものを含む。）のいずれかを提出すること。

カ 監理技術者・主任技術者等配置予定調書（様式5）

キ 次に定める配置予定技術者の資格者証等

(ア) 代表構成員の配置予定技術者については、当該事業所名の記載されている監理技術者資格者証（表・裏両面）及び監理技術者講習修了証（表面のみ）

(イ) 他の構成員の配置予定技術者については、監理技術者にあつては、当該事業所名の記載されている監理技術者資格者証（表・裏両面）及び監理技術者講習修了証（表面のみ）、主任技術者にあつては、国家資格を有することが証明できる書類

※ 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者講習修了証は不要とする。

なお、(ア)、(イ)いずれの書類も、契約時に原本の提示を求める。

ク 下表に示す配置予定現場代理人及び配置予定技術者の雇用が確認できるもの

※ 配置予定現場代理人と配置予定技術者を兼任させる場合、提出書類は1部とする。なお、いずれの書類も、契約時に原本の提示を求める。

組織の形態		配置予定現場代理人 及び配置予定技術者	提出書類
法人		従業員（代表者含む）	当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し
個人 事業 所	健康保険法における （※1）強制適用事業所 （※2）任意包括適用事業所	従業員	当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し
		代表者と同居の親族	国民健康保険被保険者証の写し（同居の確認）
		代表者	不要
	上記以外の個人事業所	従業員	当該事業所名記載の雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者通知書の写し
		雇用保険に加入できない65歳以上の従業員	当該事業所名記載の前年の源泉徴収票の写し及び生年月日が確認できる公的書類の写し
		代表者と同居の親族	国民健康保険被保険者証の写し（同居の確認）
	代表者	不要	

※1 原則として、常時5人以上の従業員（代表者及び代表者と同居の親族を除く。）を使用する事業所

※2 強制適用事業所とならない事業所で地方社会保険事務局長等の認可を受けて適用事業所になった事業所

ケ 全構成員の経営事項審査の結果通知書の写し（平成18年5月17日以降の決算に基づくもの。）

コ 490円分の切手（入札参加資格の認定又は不認定の通知用）

(4) 入札参加資格審査申請締切日

平成19年12月17日（月）（当日の消印有効）

(5) 入札参加資格審査申請書類の配布

平成19年12月3日（月）から平成19年12月17日（月）まで

(6) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申込みを行うこと。

(7) 提出書類の作成・提出に要する費用は提出者の負担とし、また、提出された書類の返却は一切行わないものとする。

(8) 提出書類に虚偽の記載があれば、本工事の入札参加を認めないものとし、指名停止要綱に基づき指名停止措置を講じるものとする。

5 申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は無効とする。

(1) 提出書類が一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の方法で契約課に届けられたとき。

(2) 本市指定の専用封筒以外の封筒で郵送されたとき。

(3) 消印が押印されていなかった場合又は消印日が申請締切日より後であったとき。

(4) 申請書に、本市入札参加資格審査申請で本市に届けのある使用印鑑（以下単に「使用印鑑」という。）が押印されていなかったとき。

(5) 同一工事について同一業者から複数の申請があったとき（条件を備えた申請を有効とし、残りの申請を無効とする。また、条件を備えた申請が複数ある場合は、無作為で選んだ一つの申請を有効とし、残りの申請を無効とする。）。

(6) その他申請者又は申請工事の特定ができなかったとき。

(7) 無効となった申請書類については、申請者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証等会社との雇用関係が分かるもの及び認め印を持参の上、堺市理財局理財部契約課の窓口まで届け出ること。

6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 入札参加資格審査申請の提出書類により審査を行った結果、入札参加資格を有すると認めた（以下「認定」という。）申請者には、認定の通知を行う。

(2) 次のアからウのいずれかに該当し、入札参加資格を認めなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して不認定通知を行うものとする。

ア 上記2に規定する入札参加資格を満たさないもの

イ 提出書類について不足があった場合

ウ その他提出書類等に必要事項が正しく記入されていなかった場合

(3) 不認定申請者は、不認定理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、平成20年1月17日（木）午後5時までに堺市理財局理財部契約課へその旨を記載した書面を提出すること。

なお、不認定の場合であっても、提出書類の作成・提出に要する費用及び設計図書等の複写費用の返却はしないものとする。

(4) 審査結果は、平成20年1月9日(水)に代表構成員に対して郵便により通知する。

(5) 認定通知日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなったものについては、認定を取り消すものとする。

7 設計図書等の閲覧、貸出及び複写について

(1) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

平成19年12月3日(月)から平成20年1月31日(木)まで(午前9時から午後5時30分まで。土曜日、日曜日、祝日及び平成19年12月30日から平成20年1月4日を除く。)

イ 閲覧を行う場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市理財局理財部契約課(本館8階)

(2) 設計図書等の貸出

ア 貸出を希望するものは「設計図書等の貸出申請書(様式7)」を堺市理財局理財部契約課に提出すること。

イ 貸出期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月17日(月)まで(午前9時から午後5時30分まで。土曜日、日曜日を除く。)

ウ 貸出を行う場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市理財局理財部契約課(本館8階)

エ 設計図書等の貸出は1日単位となるので、貸出を行った日の午後5時までに必ず返却すること。

オ 貸出を受けた設計図書等については、滅失、損傷をしないこと。

カ 貸出を行うことができる設計図書等の部数は限りがあり、貸出の申し出を行った当日に貸出できない場合もあるため、その場合は、別途貸出日を本市が指定するものとする。

キ 公告時において明らかに、本工事の入札参加資格を有さない者と判断できる場合には、貸出を行わないものとする。

(3) 希望者については、申請者の費用負担により市指定業者で設計図書等を複写することができる。

ア 市指定業者(所在地は、別紙「印刷会社位置図」参照)

(ア) 有限会社図面システムセンター

(イ) 有限会社ジー・アイ・エス近畿

(ウ) 株式会社日青

イ 複写金額

45,949円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

ウ 複写期間

平成19年12月3日(月)から平成20年1月31日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。なお、年末年始に複写を希望するものは、複写の申出を予定している市指定業者に事前に休日を確認すること。)

エ 設計図書等の受領は、午前9時から正午に申し出た場合の受け取りは翌日以降(土曜日、日曜日、祝日を除く。)、午後1時から午後5時に申し出た場合の受け取りは翌々日以降(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

オ 複写に係る費用は、申出時に支払うこと。

カ 設計図書等のうち、図面については複写の際に縮小しているものがあるため、縮尺には十分に注意すること。

キ 複写した設計図書等は、本工事の見積以外には使用しないこと。

ク 刑法及び独占禁止法に抵触する行為はしないこと。

(4) 希望者については、申請者の費用負担により次の共通代価表等を市指定業者(所在地は、別紙「印刷会社位置図」参照)で複写を行うことができる。

ア (ア) 建築材料指定メーカーリスト(平成19年5月版)

(イ) 使用機材指定製作所一覧表 設備工事編(平成19年5月版)

市指定業者：有限会社図面システムセンター、株式会社日青、株式会社カンプリ堺、株式会社光画社、有限会社ジー・アイ・エス近畿

イ (ア) 土木工事共通仕様書(平成14年4月改訂)

(イ) 土木工事施工管理基準及び規格値(平成15年3月版)

市指定業者：工文社、株式会社日青、第一写真工業株式会社、株式会社中央写真、有限会社システムサービス、有限会社図面システムセンター、株式会社カンプリ堺、株式会社光画社、株式会社田中商店、有限会社ジー・アイ・エス近畿、エイチ・エス写真技術株式会社

ウ 下水道施設土木工事標準仕様書(平成18年4月改訂)

市指定業者：有限会社図面システムセンター、工文社、株式会社カンプリ堺

なお、下水道施設土木工事標準仕様書（平成18年4月改訂）については、堺市上下水道局「給水装置工事・下水道工事関係」のホームページ（http://www.water.osaka.jp/zygyou/ge_siyozu.html）からのダウンロードも可能です。

(5) 設計図書等に関する質疑がある場合は、平成19年12月25日（火）午前10時までに、次の質疑先に「設計図書等に関する質疑書（様式6）」をファクシミリで送付すること。

（ファクシミリ送付先）

堺市理財局理財部契約課

FAX 072-228-7217

(6) (5)の質疑に対する回答は、認定の通知と同時に郵送するものとする。

8 入札に参加できないもの

入札に参加できないものは、次のとおりとする。

(1) 本工事の入札参加資格を認めなかったもの。

(2) 入札執行日現在で、有効期間内の建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果通知書（以下「有効な経審」）という。）を有していないもの又は有効な経審において総合評定値（P）の通知を受けていないもの。

(3) 認定の通知を受けた後、入札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、堺市契約規則第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

10 契約条項等を示す場所

堺市契約規則、堺市公共工事の前金払に関する規則（平成5年規則第20号）、堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱、堺市建設工事暴力団対策措置要綱、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱（平成9年制定）、堺市建設工事に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成8年制定）、堺市建設工事の前金払及び部分払に関する要綱（平成3年制定）等については下記の場所において閲覧することができる。

（公表場所）

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課（本館8階）

堺市市民人権局市民生活部市政情報課（高層館3階）

堺市役所契約課のホームページ

URL (http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_keiyaku/index.html)

11 入札方法及び落札者の決定方法等

(1) 入札方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書等を送付すること。

※ 入札参加資格認定の通知の送付時に同封する「郵便による入札の注意事項」等参照

(2) 入札回数

入札回数は、1回とする。

(3) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

(4) 提出期限

平成20年1月31日（木）まで（下記（5）に示す提出先に必着のこと。）

(5) 提出先

〒590-8691 堺郵便局私書箱7号

堺市役所 理財局理財部契約課

(6) 入札書に記載される金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

イ アにおいて、最低価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を投函したとき。
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (7) 代理人による入札を行ったとき。
- (8) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
- (11) 入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。
- (12) 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。
- (13) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で入札したとき。
- (14) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。以下同じ。）を入札書と一緒に郵送すること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 工事費内訳書作成等においては、契約課のホームページに掲載の「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書」を熟読すること。
(堺市役所契約課のホームページ)
URL (http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_keiyaku/index.html)
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について契約上の権利義務を生じるものではない。

14 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。
- (2) 本工事の入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いを行わないものとする。

15 開札等

- (1) 開札予定日時
平成20年2月1日（金） 午後2時00分
- (2) 開札場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市理財局理財部契約課入札室（本館8階）
- (3) 開札時の立会いは、本工事の入札参加資格認定者のうち、あらかじめ選出した立会人及び任意により立会う立会人とで行う。
- (4) 立会人は、使用印鑑を持参すること。ただし、代表者ではなく代理人が立会いを行う場合は、堺市長宛ての委任状（独自様式で可とする。）及び代理人の印鑑を持参すること。

なお、入札者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせて行うものとする。

- (5) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

16 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は入札期日を延期するものとする。

17 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上とする。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
(2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、堺市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）
(5) 国債又は地方債の証券その他市長が確実と認める担保の提供（現物債に限る。評価額は評価金額（証券に表示せられた売価格が額面金額以下であるときは、その売価格）の10分の8とする。）

18 議会の議決に関する事項

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日に記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(2) 本工事の契約締結は、堺市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を経て本契約となる。

(3) 開札の日から本契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員がアからオまでのいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。

ア 指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合

イ 暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けた場合

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合

エ 建設業法第29条の規定による許可の取り消し処分を受けた場合

オ 契約締結予定日時点で有効な経審を有していないもの又は有効な経審において総合評定値（P）の通知を受けていないもの。

(4) (3)の規定により仮契約を締結しないとき又は仮契約を解除したときは、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

19 配置予定現場代理人及び配置予定技術者について

配置予定として申請を行った、現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）を変更して配置すること及び配置した技術者等を正当な理由なしに変更することはできない。

(1) 開札までの間に、申請した技術者等を配置できなくなった場合等は入札を辞退すること。なお、「技術者等を配置できない状態」「技術者等としての資格を有していない」等、本工事の技術者等の条件に該当しないことが落札後に判明した場合は、入札無効として落札決定を取消し、指名停止措置を講じることとなるため、技術者等の条件には十分に注意すること。

(2) 開札後契約締結（仮契約を除く。）までの間に、正当な理由（技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由）として市が認める場合は変更を認めるものとする。

(3) 契約締結（仮契約を除く。）後に、正当な理由（市の事情による工期の変更、技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由）として市が認める場合は変更を認めるものとする。

(4) 落札した工事に配置する技術者等については、技術者等に関する届の契約課への提出により確認を行う。技術者等に関する届が提出されるまでは、落札した工事の申請書に記載されている技術者等を当該工事に配置するものとして取扱うこととする。

(5) 当該工事に配置予定として申請を行った技術者等は、入札結果が出るまでの間（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全に無くなった場合を除く。）、他の工事等に配置予定として入札参加申請等を行うことができないので、入札参加資格審査申請及び配置予定の技

術者等の選出は十分に検討の上行うこと。

20 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものであることから、堺市・美原町合併協議会合意事項は適用されない。よって、旧美原町内業者の参加も可とする。
- (4) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに堺市契約規則及び堺市一般競争入札参加者心得を遵守しなければならない。

21 問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課（堺市役所本館8階）

電話 072-228-7472 FAX 072-228-7217